

令和4年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和4年8月23日(火)

午後1時50分から午後2時45分

場所 役場3階合同委員会室

出席者

運営協議会委員

久米賢治、山崎正夫、安藤嘉教、小林久枝、前田吉昭、鈴木元春、長坂典子、溝口邦英、久米博子

事務局

町長、総務部長、税務課長、税務課住民税係長、保険医療課長、保険医療課長補佐兼保険年金係長、健康課長、健康課成人保健係長

欠席者

小林峰生、石川求、酒井啓

保険医療課長

皆様、こんにちは。令和4年度第1回東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会を始めます。

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

先般、皆様には事前に了解をいただき、今年度5月31日をもって、委員の任期が満了となり、改めて6月1日から、3年間の任期で委員を委嘱させていただくことになりました。

今回、新しく委員になられた方は、公益代表として安藤嘉教委員、被保険者代表として久米博子委員の2名です。引き続き委員をお願いしている皆様もよろしく願います。

それでは、新たな委員もお見えですので、まずは、事務局の方から自己紹介をさせていただきます。

～事務局自己紹介～

それでは、別添名簿順に公益代表の久米委員から自己紹介をお願いします。

～委員自己紹介～

ありがとうございました。

会議の前に、2点ほどご了承をお願いします。

1点目ですが、本協議会は、「東浦町審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして公開とさせていただきます。しかしながら、本日の傍聴者はいませんので、傍聴者なしで進めさせていただきます。

2点目は、本日の協議会は、会議録を作成し、町ホームページで公開いたします。そのため、録音、写真撮影を行いますので、あらかじめご了承くださいませよう願います。

なお、公開に当たりましては、個人情報にかかる発言者名等は非公開とさせていただきます。

続いて、配布資料の確認をさせていただきます。

～資料確認～

なお、本日は、小林峰生委員、酒井啓委員、石川求委員の3名が欠席で、本日の出席委員数は、9名です。東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定してあります定数に達しておりますので、本会議の成立することを確認します。

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

はじめに、町長からご挨拶を申し上げます。

町長

～挨拶～

保険医療課長

それでは、次第2の「会長の選任について」です。

国民健康保険法施行令第5条第1項の規定により、会長の選任は公益代表の委員の中から、全委員による選挙とあります。

公益代表の4名の中で、どなたか会長をお願いできないでしょうか。

どなたもお見えにならないようですので、どなたか推薦をお願いします。

委員

久米委員を推薦したいと思います。よろしくお願いいたします。

保険医療課長

ただいま、久米委員が推薦されましたが、他に推薦はございますでしょうか。

ないようですので、皆様の拍手をもちまして会長を久米委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

～拍手～

久米委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、今後の議事のとりまわしにつきましては、会長にお願いしたいと思います。それでは会長よろしくお願いいたします。

会長

それでは、次第に沿って会議を進行させていただきます。

次第3「副会長の選任」です。

副会長の選任は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、全委員による選挙とありますので、選挙により選任します。

どなたか副会長をお願いできないでしょうか。

ないようですので、それでは、わたくしから前の任期に副会長を務められた鈴木委員を推薦したいと思います。他に推薦はございますでしょうか。

ないようですので、皆様の拍手をもちまして副会長を鈴木委員にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

～拍手～

会長

鈴木委員、よろしいでしょうか。

～鈴木委員、承諾～

会長

それでは、鈴木委員に副会長をお願いいたします。

～副会長挨拶～

会長

続きまして、次第4の「議事録署名委員の指名」です。

議事録署名委員の指名は、協議会規則第9条により、会長が指名することとなっておりますので、私が指名いたします。

前田吉昭委員、溝口邦英委員によりしくお願いいたします。

会長

それでは、議題に入ります。次第5 諮問「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」です。

町長

東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について（諮問）

東浦町国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記の事項について貴協議会の意見を求めます。

1 東浦町国民健康保険税条例の規定に基づく賦課限度額の改正について

区分

医療分	改正案 65 万円	現行 63 万円	現行との差 2 万円
後期高齢者支援金等分	改正案 20 万円	現行 19 万円	現行との差 1 万円
介護納付金分	改正案 17 万円	現行 17 万円	現行との差なし
合計	改正案 102 万円	現行 99 万円	現行との差 3 万円

2 施行日

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(2) 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上です。よろしくをお願いいたします。

～町長退席～

会長

それでは、ただいま諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正

について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

税務課長

本日の諮問事項「東浦町国民健康保険税の賦課限度額の改正について」、御説明させていただきます。

資料1をお願いいたします。国民健康保険税の「賦課限度額」の改正について、「1 賦課限度額について」、「(1) 賦課限度額とは」です。

国民健康保険税は、【令和4年度賦課限度額】の表のとおり3つの区分、医療分といわれる基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額によって算定した税額の合算額になっています。

現在、令和4年度における本町の賦課限度額は、表のとおり、医療分が63万円、後期高齢者支援金等課税額が19万円、介護納付金課税額が17万円の合計99万円で、国の定める法定限度額より、3万円低い額となっています。

続きまして、「(2) 根拠法令」についてです。地方税法施行令において、国の法定限度額が定められており、これに基づいて、各市町村が条例により賦課限度額を定めることになっています。本町では、東浦町国民健康保険税条例第2条により定めています。

「(3) 賦課限度額改正の推移」についてです。国の直近5年間の改正状況は、表のとおり、平成30年度から令和2年度まで毎年度、限度額の改正をし、令和3年度は据え置かれましたが、医療費の増大に対応し、税収を確保するとともに、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保を図るため、令和4年度に限度額の改正が行われました。本町は、法定限度額が改正になった翌年度に限度額の改正をしています。

2ページをお願いします。本町も、同様に、「2 賦課限度額の改正案について」のとおり賦課限度額を法定限度額と同額とする改正を考えています。

次に、「3 改正による影響について」です。

「(1) 国保税の増加見込み」につきましても、表のとおり医療分は約155万円増加するものと想定しています。増加率としましては、0.2%と想定しています。また、後期高齢者支援金分は、約103万円増加するものと想定し、増加率としましては、0.4%増加するものと想定しています。

「(2) 該当する世帯数」につきましても、試算時における5,875世帯のうち、医療分は1.3%にあたる77世帯で年額約155万円、課税額が増加するものと想定しています。また、後期高齢者支援金分は1.6%にあたる96世帯で年額約103万円、課税額が増加するものと想定しています。

3ページをご覧ください。「(3) 該当世帯の例」についてですが、4人世帯を例に、限度額に到達する所得を試算した表です。介護分に該当する40歳以上65歳未満の夫婦2人と、その子供2人の家族で、所得のある方が1人の場合では、令和4年度の税制度に基づき算出しますと、医療分は、現在所得が約854万円以上の世帯が対象となっていますが、改正後は、所得が約887万円以上の世帯が対象となります。後期高齢者支援金分は、現在所得が、約746万円以上の世帯が対象となっていますが、改正後は、所得が793万円以上の世帯が対象となります。

最後に、「4 知多地区5市5町の状況」についてです。表のとおり知多地区5市5町の令和4年7月1日の現在の状況です。半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市の5市につきましては、法定どおり令和4年度から102万円に改正しています。阿久比町、南知多町、美浜町、武豊町は、本町と同様に令和5年度から限度額の改正を行う予定です。

以上のとおり、今回の課税限度額の改正につきましては、国の法定限度額の改正に伴って行うものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員

資料1の2ページ、「3 改正による影響について」の国保税の増加見込みですが、上限額をあげると国保税が増加する見込みとなっています。これは年々減っている国民健康保険税額の収入額の傾向が変わるということですか。

税務課住民税係長

限度額をあげることによって、国民健康保険税の収入は増加する見込みです。全体の税収になりますと、被保険者数や所得に応じる部分があるため、限度額の変更に伴う増加分より被保険者数の減少や加入者の所得の減少が大きい場合などは増加するとは限らないと推測されます。

しかし令和4年度の税収については、税率改正などの影響から、令和3年度決算額と比較し、増加を見込んでいます。

委員

限度額の影響を受けた部分のみで考えると増加する見込みだが、全体で考えると税収の傾向が変わるかどうか推測が難しいということですね。

税務課住民税係長

お見込みのとおりです。

会長

その他に、ご意見等はないでしょうか。

ご意見が無いようでしたら、賛同ということでよろしいでしょうか。

～賛同～

会長

それでは、私から町長に答申したいと思います。

ここで、町長に対して答申を行うための書類等の準備がございますので、しばらく休憩といたします。

～休憩～

～町長着席～

～再開～

会長

それでは、会議を再開します。

令和4年8月23日付け4東保第2746号で諮問のありました「東浦町国民健康保険税の賦課税率の改正について」審議した結果、原案のとおり承認します。

～答申書を町長へ手渡す～

会長

無事に答申することができました。

皆様ご協力ありがとうございました。

続きまして、町長より挨拶をお願いします。

町長

諮問につきご審議していただき、また答申をいただき、どうもありがとうございました。この答申に沿って、賦課限度額の改正をすすめていきたいと思っております。

会長

続きまして、報告事項「令和3年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について」事務局から説明をお願いします。

保険医療課長補佐兼係長

令和3年度国民健康保険事業特別会計決算(案)について説明させていただきます。

資料2をご覧ください。1国民健康保険及び介護保険の令和4年3月31日現在の加入状況です。東浦町の人口50,372人、世帯数21,163世帯、国民健康保険被保険者数、一般9,143人、退職0人、総数9,143人、世帯数は5,776世帯です。介護保険の対象者は40歳以上65歳未満で、被保険者数2,752人、世帯数2,330世帯で、国保加入世帯数の約40%が介護保険対象となっています。

続きまして、2国民健康保険及び介護保険の被保険者数及び世帯数の推移です。平成30年度から令和3年度の年度末、各年3月31日現在の状況を表記してあります。また、その下は、人口及び被保険者総数の推移をグラフで示したものです。被保険者数は、減少傾向にあります。退職者数は、平成27年3月末に退職者医療制度が廃止され、65歳の年齢到達により、一般被保険者に切り替わっています。

2ページをご覧ください。

「3国民健康保険税の徴収実績の状況」です。平成29年度から令和3年度の5年間の収入実績とグラフで徴収率の推移を表しました。平成29年度において、現年課税分徴収率94%、滞納繰越分徴収率は21.7%でしたが、令和3年度には現年分95.4%、滞納繰越分29.3%、現年分、滞納繰越分ともに上昇しております。徴収率の向上を図るために、高額滞納者には、滞納整理機構による徴収を実施しています。

次に3ページをご覧ください。「4 決算額の概要」です。平成29年度から令和3年度までの歳入総額、歳出総額、前年度比較を表記し、グラフで推移を表示しています。平成29年度から令和2年度までは歳入歳出ともに減少傾向でしたが、令和3年度は歳入・歳出ともに増加になりました。増加の主な要因は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動の影響と推測されます。コロナ前の令和元年度と令和3年度の歳入を比較すると、被保険者の減少もあり2.4%の減ですが、歳出は0.4%の増であり、受診控えの反動が大きいことが推定されます。

4ページをご覧ください。「5 科目別決算の推移」です。歳入・歳出の科目別に、決算額、総額に占める構成比を表記してあります。5ページに予算科目ごとに決算額及び構成比を円グラフで示しました。令和3年度の歳入総額は44億2,313万円で、そのうち約69%が県の交付金、約21%が国民健康保険税となっています。令和3年度の歳出総額は43億7,823万6千円で、そのうち約69%を保険給付費が占めています。

それでは、6ページをご覧ください。令和3年度の国民健康保険事業特別会計の歳入決算案です。令和3年度の予算現額、決算額、参考としまして平成2年度の決算額、前年度との増減、前年比をそれぞれ予算科目ごとに表示しています。決算額について、主な科目のみ説明させていただきます。

科目1、国民健康保険税は、9億4,033万6,471円で、昨年度に比べ、1,959万8千円余の減となっています。

科目2、国庫支出金は、46万6,000円で、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免額のうち、令和3年度の減免額の10分の6の相当する補助金が交付されたものです。

科目3、県支出金は、医療給付に要した経費の全額が交付される普通交付金など、合計30億8,531万1,171円が交付されました。

科目4、繰入金は、2億6,756万9,370円で、昨年度に比べ、2,585万2千円余の増となっています。増加の主な要因は、税収が減少したことで、法定外の繰入が必要になったためと考えています。

科目5、繰越金は、1億446万895円で、昨年度に比べ、6,683万9千円余の減となっています。これは、令和3年度の税率改正時の計画に基づき、繰越金を収支不足額に充てたためです。

科目6、諸収入は、2,498万5,968円で、昨年度に比べ、557万3千円余の増となっています。主な要因は、交通事故等による第三者納付金が増加したためです。

以上、歳入合計は、44億2,312万9,875円で、昨年度に比べ4,519万4千円余の増となっています。

次に7ページをご覧ください。歳出決算案でございます。主な科目のみ説明いたします。

科目2、保険給付費は、30億4,634万2,276円で、昨年度に比べ、1億1,979万4千円余の増となっています。新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動による医療費が増加していることが原因と考えられます。

科目3、国民健康保険事業費納付金は、県が財政運営の責任主体となり、国保財政の入金と出金を管理し、財政の安定化を図るため、市町村ごとに医療費水準と所得水準を考慮し算定した額を国保事業費として納付するもので、12億6,259万4,916円の支出となりました。この納付金は、医療給付に要した経費の全額を市町村に交付する保険給付費等交付金の財源となっています。

科目4、保険事業費は、5,113万5,982円で昨年に比べ121万2,031円の減となっています。新型コロナウイルス感染症の影響で特定健康診査等の受診者が減少したためです。

科目5、諸支出金は、225万5,411円で、概要は保険税還付金及び還付加算金で昨年度に比べ、85万2千円余の減となっています。

以上、歳出合計43億7,823万5,940円で、昨年度に比べ1億476万1千円余の増となっています。差引翌年度繰越見込額は、4,489万3,935円、単年度収支は、5,956万6,960円の赤字となっています。

次に8ページをご覧ください。保険者負担分の医療費経過表を作成し、3か年度分を掲載しています。こちらは、参考としてご覧いただければと存じます。

1か所修正をお願いします。表の1行目右から2列目 増減(B-A)の列のすぐ下の9、8、4、8、7の数字の後ろに漢字で千円を記入してください。数値は9,848万7千円となります。

以上、簡単ではございますが、資料2 国民健康保険事業特別会計決算案の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。本件についてご質問がありましたら発言をお願いいたします。

～質疑なし～

会長

続きまして、「令和3年度特定健康診査実施結果について」事務局から説明をお願いします。

健康課成人保健係長

健康課から、令和3年度特定健康診査等の実施結果の報告について説明します。

資料3をご覧ください。

特定健康診査等は、医療費延伸への対策として、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少を目的に、各医療保険者が実施することが事務づけられています。

1 ページ上段「東浦町の目標実施率等」をご覧ください。平成29年度から令和3年度までの目標実施率はご覧の表のとおりです。平成29年度までは第2期特定健診等実施計画に記載のある目標数となり、平成30年度から第3期特定健診等実施計画に移行したことにより、目標実施率が変更となっています。令和3年度の目標実施率は、健康診査の実施率が62%、保健指導の実施率が61%となっています。

1 「特定健康診査等目標達成率（法定報告）」をご覧ください。

平成28年度から令和2年度について確定した国に対する法定報告の受診率を報告します。令和3年度分の法定報告数はまだ出ていないため、最新である令和2年度までの計上となっています。特定健診の受診率については目標値としていた62.0%に届かず、51.9%となりました。特定保健指導の受診率は目標である61.0%を超え、63.4%となっています。

次に、2「特定健康診査実績」をご覧ください。特定健康診査の対象は、年度末年

年齢が 40 歳から 74 歳までの東浦町国民健康保険加入者です。実施医療機関は、町内 13 医療機関にご協力いただき個別検診を行っています。実施期間は、6 月 1 日から 8 月 31 日まででした。検診内容については、2 ページに (4) 及び (5) 記載されているとおりで。

(6) 実施状況については、健康課が実施した全実績を記載しているため、先ほど説明した国への法定報告の受診率とは異なります。法定報告は、前年度 1 年以上国民健康保険へ加入している方が対象となっています。2 ページの実施状況は中途加入者も含む実施率です。令和元年度の全体の受診率は、50.0%となっています。

続きまして、3 ページ上段をご覧ください。令和元年度の特定健康診査年代別受診率です。40 歳から 74 歳までの受診率を 5 歳刻みで表示しています。毎年の傾向として、若い世代ほど受診率は低い状況となっています。この状況は継続して起こっている本事業の課題となっています。

次に中段の 3 「特定保健指導実績」をご覧ください。特定保健指導は、特定健康診査の結果に基づき、メタボリックシンドロームの方、及びその予備軍の方へ生活習慣等の指導を行うものです。

保健指導の対象となる基準は記載の表のとおりとなっています。保健指導の内容としては、メタボリックシンドロームに該当する方には、(2) アの積極的支援をおこないます。3 か月から 6 か月間、何度か保健センターの保健師または管理栄養士が電話及び面接等で状況を確認しながら、保健指導を継続的に実施しています。

メタボリックシンドローム予備軍に該当する方は、動機づけ支援として、半田市医師会健康管理センターへ委託をして集団形式にて指導を実施しました。

次に 4 ページをご覧ください。(3) 保健指導の実施状況です。令和 3 年度の最終評価終了率は 67.1%で令和 2 年度の 63.2%より増加しています。なお、終了率向上の要因は、積極的支援の実施率の向上が起因しています。これは、平成 29 年度から積極的支援の初回面接時に結果返却を行う方法に変更したことが挙げられると推測しています。今年度も現在保健指導期間中ですが、引き続き指導率の向上に努めてまいります。

次に 4 ページ下段から 5 ページにかけて 5 「事業評価」をご覧ください。受診者に対する特定保健指導対象者出現率は、事業開始年度である平成 20 年の 15.2%から令和 2 年度は 10.5%と減少しています。今後も、生活習慣病対策として及び健康への意識づけとして、特定健診及び保健指導を推進していきます。

次に 6 「令和 4 年度の取り組み」です。今年度については、昨年度同様、新型コロナウイルス感染拡大の影響による健診を受ける機会を確保するという観点から、健診期間を従来の 8 月 10 日まででなく、8 月末まで期間を延長し実施しています。これは健診期間を延長することで平準的に患者様が医療機関へ来所する環境を作り、院内が密にならないよう調整を行ったものです。

今年度もコロナ禍の中、難しい状況ではありますが、特定健診、特定保健指導及び受診に結びつく啓発等、幅広く事業展開を行ってまいります。

特定健康診査等の報告については、以上です。

会 長

質問につきましては、後ほどお伺いさせていただきます。続きまして、「糖尿病性

腎症重症化予防プログラムについて」事務局から説明をお願いします。

健康課成人保健係長

資料4をご覧ください。糖尿病につきましては、全国的に患者数の増加が課題となっているところですが、このような中、東浦町におきましては、平成28年度から糖尿病性腎症化重症化予防についての取組みを実施しています。

取組みの内容、事業の実施の流れについては、1ページに記載のとおり「(1)糖尿病未治療者の受診勧奨」と「(2)糖尿病治療者の保健指導」に分けて行っています。

「(1)糖尿病未治療者の受診勧奨」の対象者は、40歳以上で町国民健康保険に加入する方が対象となる特定健康診査及び長寿健康審査の受診者のうち、検診結果から、糖尿病性腎症1期から4期に該当する方のうち、糖尿病未治療者に対して、町の管理栄養士による保健指導や受診勧奨を行うものです。

裏面2ページの「令和3年度糖尿病性腎症重症化予防事業 実施状況について」をご覧ください。特定健康診査及び長寿健康診査の検査結果から糖尿病性腎症1期から4期の対象者26人のうち、国保加入者14人（国保14、後期12）に対し、訪問や電話等による保健指導や受診勧奨を行った結果、7人（国保7、後期6）の受診に繋がりました。

以上、簡単ではございますが、資料4「糖尿病性腎症化重症化予防プログラムについて」の説明を終わります。

会長

説明が終わりました。以上、2点について質問がありましたら発言をお願いします。

委員

令和4年度の取り組みとして、健康診査の受診期間を21日間延長したことはとてもよいことだと感じていますが、名古屋市では通年、近隣市町では3か月以上受診できる市町もあるようです。本町は期間など検討するお考えはありますか。

健康課長

現在、具体的に期間を延長するなど決まっておりませんが、健診期間及び健診項目については、町にとって最適な期間等を課内で検討していきます。

会長

延長することで費用が増えるなど、問題点はありますか。

健康課成人保健係長

期間延長に伴い、良い面と悪い面のどちらもあると考えられます。気が付いたときに受診ができる環境が整っていることはよい面だと感じますが、期間を延長したことによって、逆に受診のタイミングが遅くなってしまうこともあると考えられます。また、医療機関によっては、健診期間にスタッフを増員して対応していただいているところもあると聞いているため、短期集中がいいのか、通年で対応できるのか医療機関の方と連携して検討してまいりたいと思います。

委員

期間については、近隣市町の状況も確認していただきたいと思います。
またコロナ感染拡大も考慮し、臨機応変にご対応いただきたいと思います。

会 長

以上で質疑を終了します。
これで本日の議題については審議が終わりました。
以上をもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。
委員のみなさまには、慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。

2時45分閉会